

# 指定管理鳥獣捕獲等事業費



【令和4年度予算額200百万円（100百万円）】

【令和3年度補正予算額 2,300百万円】

都道府県等が計画に基づき行う指定管理鳥獣（ニホンジカ、イノシシ）の捕獲等を支援します。

## 1. 事業目的

○令和5年度末までにニホンジカ・イノシシの個体数を半減させる目標の達成及び豚熱ウイルスの拡散防止を目的とした野生イノシシの捕獲強化に向けて、都道府県等が行うニホンジカ・イノシシの捕獲事業等を交付金により支援する。

## 2. 事業内容

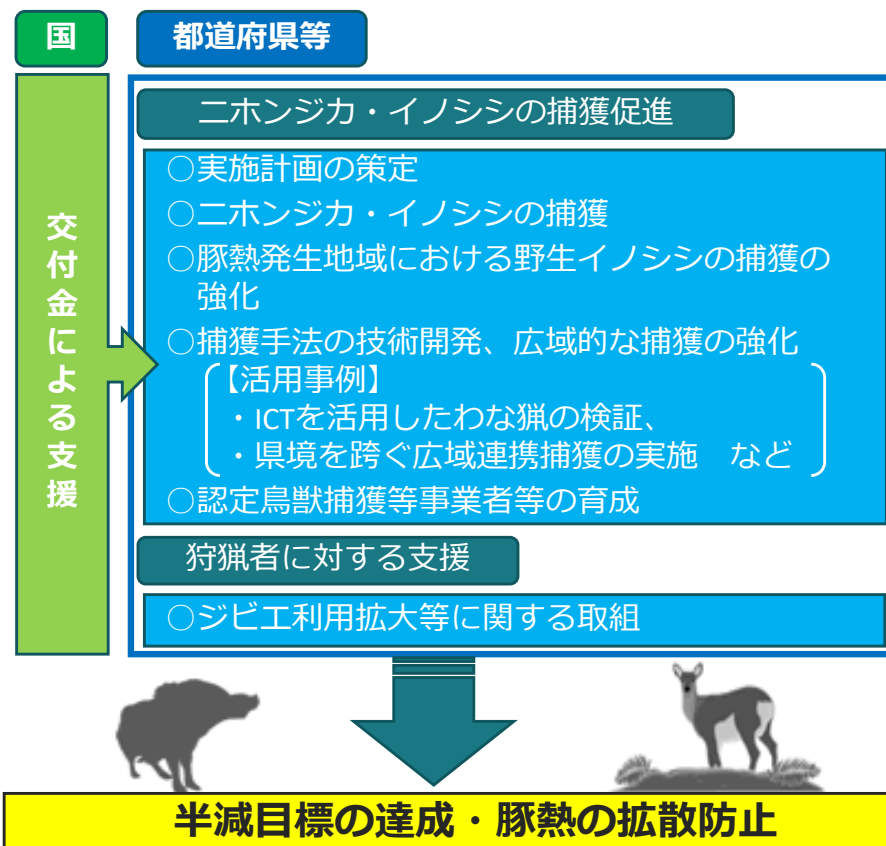
ニホンジカ及びイノシシの半減目標の達成及び豚熱ウイルスの拡散防止に向けてなお一層の捕獲を行う必要があることから、都道府県等が行う以下の取組の一部又は全部について、交付金により支援する。

- ①指定管理鳥獣捕獲等事業に係る実施計画策定等
- ②指定管理鳥獣の捕獲等
- ③効果的な捕獲の促進（捕獲手法の技術開発・市町村連携による捕獲・広域連携による捕獲）
- ④認定鳥獣捕獲等事業者等の育成（捕獲技術向上のための研修会等）
- ⑤ジビエ利用拡大を考慮した狩猟者の育成（食肉衛生の講習会等）
- ⑥ジビエ利用拡大等のための狩猟捕獲支援（捕獲個体の搬入への支援及び捕獲強化のための狩猟捕獲経費補助等）

## 3. 事業スキーム

- 事業形態 交付金（補助率1/2、2/3、定額）
- 交付対象 都道府県、協議会
- 実施期間 平成26年度～令和5年度（予定）

## 4. 事業イメージ



お問合せ先： 環境省自然環境局野生生物課鳥獣保護管理室 電話：03-5521-8285

## 【参考】令和4年度指定管理鳥獣捕獲等事業交付金 交付対象メニュー

交付対象メニュー	内 容	交付対象事業者	交付割合
① 指定管理鳥獣捕獲等事業 実施計画策定等事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>指定管理鳥獣捕獲等事業に関する実施計画又は広域捕獲計画の策定等及びそれに必要な調査並びに捕獲情報の収集等及び事業評価の実施</li> </ul>	都道府県 協議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>都道府県は事業費5,000千円を上限とする定額、協議会は事業費10,000千円を上限とする定額（いずれも定額を超える事業費分は1/2以内）</li> </ul>
② 指定管理鳥獣捕獲等事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>指定管理鳥獣の捕獲及び捕獲に付随する事項の実施</li> <li>捕獲個体の搬出・処分の実施</li> </ul>	都道府県	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業費の1/2以内（ただし、指定管理鳥獣に原子力災害対策特別措置法に基づく出荷制限がある都道府県、またはCSFウイルスに感染したイノシシ等が確認された都道府県が行う野生イノシシの捕獲については事業費の2/3以内）</li> </ul>
③ 効果的捕獲促進事業	<p>&lt;都道府県の場合&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>効果的な捕獲手法の技術開発等</li> <li>市町村と連携した効果的な捕獲等の取組の実施</li> <li>都府県連携による捕獲、捕獲個体の搬出・処分の実施</li> </ul> <p>&lt;協議会の場合&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>広域捕獲計画に基づく捕獲等の実施</li> <li>捕獲個体の搬出・処分の実施</li> </ul>	都道府県 協議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>「効果的捕獲モデル・技術開発タイプ」「市町村連携タイプ」「広域連携タイプ」それぞれ10,000千円を上限とする定額。</li> <li>ただし、協議会が「広域連携タイプ」に取り組む場合、取組を行う都道府県域の数に10,000千円を乗じた額を上限とする定額。</li> <li>都府県において「広域連携タイプ」に取り組む場合、予め、連携を行う都府県が合意の下作成し、連名で作成した「広域捕獲計画（実施要領別記様式第5別添）」を作成の上、環境省に提出する必要（事業計画の承認申請時に提出できない場合は、作成後速やかに提出）</li> </ul>
④ 認定鳥獣捕獲等事業者等の育成	<ul style="list-style-type: none"> <li>認定鳥獣捕獲等事業者の捕獲従事者に対する捕獲等技術向上のための研修会の開催等</li> </ul>	都道府県 協議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業費2,000千円を上限とする定額（ただし、定額を超える事業費分は1/2以内）</li> </ul>
⑤ ジビエ利用拡大を考慮した狩猟者の育成	<ul style="list-style-type: none"> <li>ジビエ利用の拡大を考慮した講習会の開催等の狩猟者の育成に向けた取組の実施</li> </ul>	都道府県	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業費2,000千円を上限とする定額（ただし、定額を超える事業費分は1/2以内）</li> </ul>
⑥ ジビエ利用拡大等のための狩猟捕獲支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>ジビエ利用拡大のための狩猟捕獲支援 <ul style="list-style-type: none"> <li>狩猟で捕獲したニホンジカ及びイノシシを処理加工施設に搬入する取組、持ち込まれた捕獲個体の食肉処理等を行うにあたり発生した廃棄物処理等</li> </ul> </li> <li>捕獲強化のための狩猟捕獲経費支援 <ul style="list-style-type: none"> <li>狩猟で捕獲した個体を都道府県が指定する処分施設等に搬入する取組、持ち込まれた捕獲個体の適正な処分に必要な取組の実施</li> </ul> </li> </ul> <p>（※捕獲個体の搬出が難しいなどの理由で、狩猟者が現地において適切に埋設処分した場合も支援対象）</p>	都道府県	<ul style="list-style-type: none"> <li>ジビエ利用拡大のための狩猟捕獲経費支援 <ul style="list-style-type: none"> <li>1頭9千円を上限とする定額（シカ・イノシシ各2頭目から支払い）</li> <li>1処理加工施設当たり2,000千円を上限とする定額</li> </ul> </li> <li>捕獲強化のための狩猟捕獲経費支援 <ul style="list-style-type: none"> <li>1頭8千円を上限とする定額（シカ・イノシシ各1頭目から支払い）</li> <li>処分施設等における捕獲個体の処分費等（定額）</li> </ul> </li> </ul>